

交通安全協会 よなご

令和8年度第1号

発行

(一財)鳥取県交通安全協会
米子地区協会
米子市上福原1266-4
TEL33-6700 FAX33-6775



交通安全協会の活動

交通安全協会は、警察、市町村及び町内会や交通関係団体と力を合わせながら、交通安全広報・啓発活動などの各種交通安全活動を展開しています。

交通安全協会の活動内容

◎ 交通安全広報

- ★ 春・夏・秋・年末の交通安全運動
- ★ 各種交通安全対策における街頭広報



安来との合同広報検問
(道の駅あらエッサ)



交通安全運動推進式
(米子市公会堂)



自転車マナーアップ広報
(米子西高校)



高校生による自転車利用広報
(まるごう米子南店前)

◎ 高齢者の交通安全

- ★ 高齢者訪問活動
- ★ 反射材用品の配布と活用指導



高齢者訪問(住吉地区)



高齢者訪問(福米東地区)

◎ 優良運転者等の表彰

- ★ 優良運転者等の表彰
- ★ セーフティラリーの開催と表彰



優良運転者等表彰式



セーフティラリー表彰式

◎ 交通安全教育

- ★ 地域・学校での自転車教室
- ★ 交通安全講習会の開催



自転車教室
(尚徳小学校)



交通安全教室
(箕紋屋小学校)

◎ 子どもの交通安全

- ★ 新入学児童への交通安全用品の贈呈
- ★ 通学路での保護誘導活動
- ★ 交通安全ポスター・作文コンクール



保護誘導活動(新青木橋)



ポスターコンクール最優秀賞
(福生東小学校児童作)

◎ 飲酒運転の根絶

- ★ 飲食店等に対する巡回広報
- ★ ハンドルキーパー運動の推進



飲酒運転根絶広報
(東町)



飲酒運転根絶広報
(米子市役所)

会員募集～ご支援をお願いします。

みなさまの協力費（会費）が地域の交通安全活動を支えています。
協力費（会費）は**年間500円**で、運転免許証の有効年に応じた金額を一括してお願いしています。（免許更新時のほか随時加入もできます。）

また、運転免許証をお持ちでない方や事業所で当協会の活動にご賛同いただける方は、賛助会員に加入することができます。賛助会員の年会費の額は、次のとおりです。

免許証有効期限	協力費(会費)
3年免許の方	1. 500円
5年免許の方	2. 500円

納入者	賛助会費	備考（令和9年4月1日から賛助会費の年額が変更されます。）
業務車両を5台以上保有する事業所 ※大型自動車には、中型、準中型、大特を含みます。	大型自動車1台につき 年額 600円	→年額 800円
	普通自動車1台につき 年額 300円	→年額 500円
	軽自動車1台につき 年額 250円	→年額 400円
	自動二輪車及び原動機付自転車1台につき 年額 150円	→年額 250円
その他の賛助会員	個人会員 年額 1口 500円	変更なし
	事業所会員 年額 1口 1,000円	

会員さまへの特典

- ご加入時に免許証ケース等粗品の進呈
- チャイルドシートの短期無料貸出
- 交通安全教育DVDの無料貸出
- 県内約160の協賛店での各種特典・割引
- 中国・九州各県協賛店で各種特典
- 優良運転者表彰等の表彰制度

会員証を提示して各種の特典を受けましょう。

詳しくはこちら



交通安全活動協賛店募集

■交通安全活動協賛店を募集しています

「交通安全活動協賛店」とは、当協会が行う交通安全活動に賛同いただき、当協会の会員に対して、商品の割引等のサービスを行う店舗のことです。

協賛店の登録料は**無料**です。登録されますと当協会のホームページ等に掲載され、お店のPRの一つとして役立ちます。

■申込方法

「交通安全活動協賛店参加確認書」を提出してください。詳しくは米子地区協会にお尋ねください。
米子地区でご登録いただいている協賛店は次のとおりです。ご協力ありがとうございます。



協賛店名	協賛店名	協賛店名	協賛店名
ホテルハーベストイン米子	(株)米子の庄屋	ルネックス 米子本店	(株)トヨタレンタリース鳥取 米子店
ホテルわこう	NAGACHACafé1801	東洋鍼灸治療院	ニッポレンタカー-中国(株)米子駅前営業所
おーゆ・ホテル	BALふりーだむ	中村・川端・山内法律事務所	(株)米子マツダ 本社営業所
皆生グランドホテル天水	湧くわく天然温泉 ラピスパ	シエスタ米子店	学校法人柳心学園 米子自動車学校
華水亭	とっとり花回廊	(有)祭典秀伊	(株)アルコン本社
緑水園	大山トム・ソーヤ牧場	(株)インテリアセオ	友森自動車
三井別館	はるやま米子店	ハリカ米子中央店	車検のコバック 米子店
皆生つるや	ルネックス イオン日吉津店	(株)トヨタレンタリース鳥取 米子駅前店	(令和8年6月1日現在)

自転車を安全・安心に利用するために!

道路交通法の一部改正により令和8年4月1日から、自転車への交通反則
通告制度（青切符の導入）が施行されています。